①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)
②名称	Intellectual Property Department (IPD) Ministry of Commerce
③所在地	Building No. 52 Nay Pyi Taw Republic of the Union of Myanmar
④連絡先	(電話) (95 67) 343 0572 (FAX) (95 67) 343 0571 (E-mail)ipdept.policyandplanning@gmail.com (internet)
⑤組織の長	Director General : Dr. Moe Moe Thwe
⑥沿革	(1) 1945年ビルマ特許意匠法は、1993年に廃止された。ミャンマーは1995年にWTO、1997年にASEAN加盟し、2001年にWIPOの加盟し、科学技術省 (Ministry of Science and Technology) が知的財産を所管した。 (2) 2022年まで、商標は、登録法第18条 (f) 及び第13登録指令に基づき登録することができた。 商標事項の実施に関連するその他の法律は、刑事法、ミャンマー商標法、海上税関法 (Sea Customs Act) 及び特別救済法とされていた。商標の侵害に対しては、刑事措置及び民事措置を講じることができた。 (3) 意匠及び特許は、公認記録を対象とする登録法の定める登録申告書を用いて登録することができた。意匠及び特許についての従来、個別の公布された意匠／特許法に基づいて行われていないため、保護について排他的権利を享受することはできない、とされていた。 (4) 1911年ビルマ著作権法は、現在もなお有効である。しかしながら、著作権の登録出願を申請するための手続が定められていない。 (5) 2019年に知的財産法が公布され、商業省(Ministry of Commerce)の下で知的財産庁 (IPD:Intellectual Property Department) が設立された。 (6) 同年に特許法、意匠法、商標法が施行日未定のまま公布された。 (7) 2021年2月1日軍事クーデターが発生した。 (8) 商標法が2023年4月1日に施行された。
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フイルム登録	マドリッド (原産地表示)
2001/5/15				
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	(内　外国出願)				
	(内日本から)				
	(内　PCT ルート)				
意匠	全数				
	(内　外国出願)				
	(内日本から)				
商標	全数				42,430
	(内　外国出願)				28,589
	(内日本から)				
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	(内　外国出願)				
	(内日本から)				
	(内　PCT ルート)				
意匠	全数				
	(内　外国出願)				
	(内日本から)				
商標	全数				
	(内　外国出願)				
	(内日本から)				

(出典) : (WIPO IP Statistics 掲載なし)

⑫　組　　織

<組織図>知的財産庁 (Intellectual Property Department) は商業省(Ministry of Commerce)の所管である。

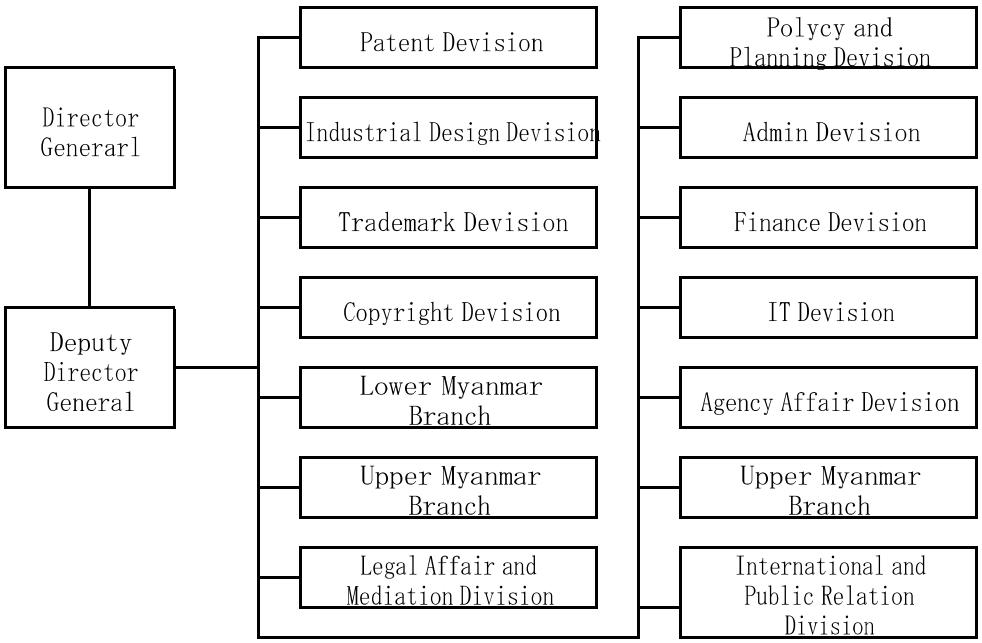

https://www.ipd.gov.mm/about-us/organization-structure　2020 年 12 月 10 日付

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許法（2019 年 3 月 11 日制定、施行日未定）
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者、譲受人または承継人（自然人、法人）。 （特許法第 15 条、第 20 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	特許出願人の本籍又は営業地点が連邦外である場合、ミャンマーの国民登録証番号及び住所を有する登録代理人又は登録特許業者を代理人に定めなければならない。(特許法第 20 条(a)(3)、第 110 条)
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。登録官は出願書類をミャンマー語から英語又はその逆の翻訳文の提出を求めることができる。(特許法第 19 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 （特許法第 47 条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(特許法第 13 条(a))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。国際博覧会に展示した場合、出展日から 1 年。ただし、パリ条約優先権又は WTO 優先権に基づく最先の出願日から発生する優先権の期間を超えられない。(特許法第 44 条、第 45 条)
	⑪非特許対象	1. 産業上利用可能でない発明(特許法第 13 条(c)) 2. 発見、科学的理論、及び数学的手法 3. ビジネス、心理的行為、ゲームを行う単なる手法、ルール、又は方法 4. コンピュータ・プログラム 5. 非生物学的及び微生物学的な製法を除き、植物及び動物を生産するために必要な生物学的な製法 6. 培養されて合成された微生物以外の、自然界の生命体、生物学的生命体の全体又は部分 7. 相補的 DNA 配列を含む DNA、細胞、細胞系、細胞培養、及び種子を含むあらゆる動物 及び植物 8. 人体及び動物に関する実験から得られる診断技術を含む、人体及び動物の手術又は治療方法 9. 新規な用途及び新規な特徴を含む自然界に存在する物又は既に公知なもの、並びに、随時調合された化学品及びその発明 10. 公序良俗に反し又は人間、動物、植物、健康若しくは環境に悪影響を与える発明、並びに現行法で、ミャンマー内での利用が禁止されている発明 連邦政府が特に声明を通知しない限り、TRIPS 協定に従い、医薬品又はその製造方法に関する発明は 2033 年 1 月 1 日まで保護されない。 尚、次の(1)～(3)は従来保護されなかったが、2021 年 7 月 1 日までに連邦政府は特別声明を通知しなかったことから、保護対象となった。 (1) 農業に使用される化学物質 (2) 食料品 (3) 微生物に関する製品 （特許法第 14 条、https://notifications.wto.org/en/status-by-member/myanmar）

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。審査請求により国際分類の正誤及び方式審査が行われる。拒絶指令に対し60日以内で補正は可能。 (特許法第19条、第20条、第30条、第37条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から36月以内に出願審査請求しなければ、特許出願は放棄されたとみなされる。(特許法第26条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月徒過後、早期公開が請求された場合は請求日に所定の方法で公開される。　(特許法第32条)
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から90日以内に何人も費用及び理由とともに異議申立できる。(特許法第33条)
	⑰無効審判制度の有無	有。個人又は法人は、登録官に対して特許権の取り消しを求めることができる。(特許法第76条、第77条)
	⑱実施義務	有。以下の場合に、強制実施権を請求することができる。 (1) 国の安全保障、食料供給、健康に対する深刻な要求、又は国家の利益に関する他の重要な部門の開発に関して、公益のために実施しなければならない場合 (2) 特許権者又は実施権者の実施が反競争的であると、司法機関又は政府機関によって判断され、かつ、本条項の発明の使用がその反競争的実施行為からの救済である場合 (3) 特許権者が自己の独占的権利を使用していない、又は実施権者の独占的通常実施権の不使用を制限せずに無視している場合 (4) 国が製造又は輸入する際、十分な数量、十分な品質、又は妥当な価格で発明を利用できない場合。ただし、この場合、出願日から4年又は特許付与日から3年のいずれか遅い日までは請求することはできない。また、利用できない正当な理由がある場合、請求は認められない。 (5) 第2特許権の発明が第1特許権の発明に関連する顕著な経済的影響を与える重要な技技術を含み、かつ、第2特許権が第1特許権を利用することなく実施できない場合 (特許法第5条(b)、第8条(i)、第65条、第69条(b))
	⑲費用単位 MMK(ミャンマー・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用] 不明 [特許権の維持に掛かる費用] 不明
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。
	(備考)	2023年4月時点で本特許法は施行期日は未定。

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)	
実用新案 (注)特許法の中に「小発明」として規定されている。	②最新実用新案法の施行年月日	特許法（2019 年 3 月 11 日制定、施行日未定） (特許法の中に「小発明」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者、譲受人または承継人（自然人、法人)。 （特許法第 15 条、第 20 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	特許出願人の本籍又は営業地点が連邦外である場合、ミャンマーの国民登録証番号及び住所を有する登録代理人又は登録特許業者を代理人に定めなければならない。(特許法第 20 条(a)(3)、第 110 条)
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。登録官は出願書類をミャンマー語から英語又はその逆の翻訳文の提出を求めることができる（特許法第 19 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年 (特許法第 81 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(特許法第 13 条(a))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。国際博覧会に展示した場合、出展日から 1 年。ただし、パリ条約優先権又は WTO 優先権に基づく最先の出願日から発生する優先権の期間を超えられない。(特許法第 44 条、第 45 条)
	⑪不登録対象	1. 新規かつ産業上利用可能な発明ではないもの(特許法第 80 条(a)) 2. ビジネスフローの方法 3. 化学品、医薬品、生物体、金属体、他のそれらの成分及び組成物 4. 本法により特許保護が禁止されているもの 5. 彫刻、建築物又は既存の装身具 (特許法第 80 条(a)及び(b))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式審査及び不登録対象であるか否かを審査する。 （特許法第 82 条(a))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。(特許法第 83 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も公開日から 60 日以内に異議申立を請求することができる。 （特許法第 84 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。個人又は法人の申立があり、出願人が不登録事由に反駁できない場合、小特許は取り消される。　　(特許法第 86 条)
	⑱実施義務	有。特許と同じ実施義務規定が適用される。 (小特許の特許準用を規定する特許法第 80 条(d))
	⑲費用単位 MMK(ミャンマー・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用]
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar （MM）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	工業意匠法（2019 年 1 月 30 日制定、施行日未定）
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又はその承継人若しくは譲受人（自然人、法人）。 （工業意匠法第 17 条、第 22 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。 任命された代理人はミャンマーの国民登録証番号及び住所を有する。 （工業意匠法第 22 条(a)(iii)）
	⑦出願言語	ミャンマー語または英語。登録官は出願書類をミャンマー語から英語又はその逆の翻訳文の提出を求めることができる。 （工業意匠法第 21 条(c)，(d)）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年間。5 年毎に 2 回更新できる。（最長 15 年） （工業意匠法第 42 条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （工業意匠法第 13 条、第 14 条、第 15 条）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。国際博覧会に展示した場合、出展日から 1 年。ただし、パリ条約優先権又は WTO 優先権に基づく最先の出願日から発生する優先権の期間を超えられない。（工業意匠法第 40 条、第 41 条）
	⑪不登録対象	1. 工業製品又は手工芸品ではないもの（工業意匠法第 2 条(j)） 2. 技術的、機能的創作 3. 公序良俗、倫理、宗教及び信条、並びに連邦が評価する文化に反する創作 （工業意匠法第 16 条）
	⑫実体審査の有無	無。言語や書式などの方式審査が行われる。（工業意匠法第 28 条）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。（工業意匠法第 2 条(j)）
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。（ロカルノ協定には未加盟） （工業意匠法第 21 条）
	⑲出願公開制度の有無	有。（工業意匠法第 30 条(b)）
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。公開日から 60 日以内（工業意匠法第 31 条）
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人が登録官に対して、登録意匠の取消を求めることができる。（工業意匠法第 59 条、第 60 条）
	㉓登録表示義務	無
	㉔費用単位 MMK(ミャンマー・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用] [意匠権の維持に掛かる費用]
	㉕料金減免措置の有無	無。
	（備考）	2023 年 4 月時点で本特許法は施行期日は未定。

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar （MM）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	商標法（2019 年 1 月 30 日制定、施行日未定）
	③地理的効力の範囲	ミャンマー国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品標章、役務標章、団体標章、地理的表示、商号及び認証標章 （商標法第 2 条）
	⑥商標の種類	個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、又はそれらを組み合わせたものを含む、事業における商品及び役務を他者のものとの区別可能にする視覚的標識。（商標法第 2 条(j)）
	⑦出願人資格	個人又は法人（承継人を含む）。（商標法第 17 条）
	⑧権利付与の原則	先願主義（商標法第 19 条）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。 任命された代理人はミャンマーの国民登録証番号及び住所を有する。 （商標法第 17 条(a)(iii)）
	⑪出願言語	ミャンマー語または英語。登録官は出願書類をミャンマー語から英語又はその逆の翻訳文の提出を求めることができる。 （商標法第 16 条）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。満了後は 10 年の期間で都度更新が可能。 （商標法第 34 条）
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の該当する政府によって主催又は認証された国際博覧会での展示と同一の商品又はサービスについて、そのような国際博覧会における標章の展示の日から 6 月以内に標章の登録出願を本局に提出した場合、その申請日において、最初の展示の日からの博覧会優先権を付与されるものとする。 博覧会優先権は、第 31 条に基づいて出願の日から付与される優先権の（有効）期間を超えないものとする。（商標法第 32 条、第 33 条）

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)	
	⑭不登録対象	1.標章が識別性を有さない場合 2.取引上、商品の生産又はサービスの提供の種類、関連情報、品質、数量、意図された用途、価値、地理的原産、若しくは生産時期、又は商品若しくはサービスのその他の性質を特定する役割を果たし得る記号又は表示のみにより構成される標章 3.公序良俗、倫理、宗教及び信条、連邦の評判、文化、又は民族社会の慣習に反する標章 4.記号又は表示のみから構成される標章で、現代語若しくは善意の確立された取引慣習において、一般的又は慣習的なものになったもの 5.取引の過程において、又は公衆に対して欺罔的である標章 6.全部又は一部が国家の統制又は保証を示唆する旗、盾用紋章、その他紋章、公式の記号及び品質証明又は政府間組織の盾用紋章、旗、その他紋章、名称若しくはイニシャルと同一又はそれらの模倣から成り、該当する当局から許可を得ていない、若しくは、その使用が公衆に誤解を与える標章 7.連邦が批准している国際条約に従って特に保護されている記号を含む標章 （以上の絶対的要件、商標法第 13 条） 8. 個人的権利又は法人の名称と評判に対して悪影響を及ぼす、当該個人又は法人の同意を得ずに使用される標章 9. 他者の知的財産権を侵害し得る表示である標章 10. 不誠実に登録出願が申請された標章 11. 著名な標章と同一又は類似し、当該著名な標章が使用されている商品又は役務と類似又は同一である商品又はサービスについて使用され、それ故に需要者に誤解を与えている標章について登録出願の申請がなされているもの 12. 登録出願が申請されている標章で、登録済みの著名な標章と同一又は類似しており、かつ、当該登録済み著名標章が保護されている商品又は役務とは異なる商品又は役務について使用されているが、出願人の商品又は役務と当該著名標章の権利者との間に繋がりがあることを示唆し得るものであり、そのような使用が当該登録済み著名標章の権利者の利益を害する可能性があるもの(以上の相対的要件、商標法第 14 条)
	⑮防護標章制度の有無 有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。所定の基準に従って連邦内において著名であること。 (商標法第 2 条(p)、第 14 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	不明。
	⑱実体審査の有無	有。方式審査及び不登録対象の絶対的要件を審査する。 （商標法第 23 条、第 13 条、第 17 条）
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。（商標法第 25 条）
	㉒異議申立制度の有無	有。公開日から 60 日以内（商標法第 26 条）
	㉓無効審判制度の有無	有。相対的要件については登録日から 5 年以内に利害関係人による無効宣言の申請が可能。 絶対的要件については何時でも利害関係人による無効宣言の申請が可能。（商標法第 50 条）
	㉔不使用取消制度の有無	有。正当な理由なく継続して 3 年間使用されていない場合、利害関係人は取消請求できる。（商標法第 51 条）
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。（ニース協定には未加盟）

①国名	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar (MM)	
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	有。所定の条件(詳細不明) に従い、譲渡することができる。 (商標法第 42 条)
	㉘費用単位 MMK(ミャンマー・チャット)	[出願から登録までに掛かる費用] 不明 [商標権の維持に掛かる費用] 不明
	㉙料金減免措置の有無	無。
	(備考)	商標法は 2023 年 4 月 1 日に施行された。